

群馬県後期高齢者医療広域連合監査基準

目次

第1章 一般基準（第1条—第6条）

第2章 実施基準（第7条—第13条）

第3章 報告基準（第14条—第19条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 この基準は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づき、第2条第1項第1号及び第2号で規定する監査(以下「監査」という。)、同項第3号で規定する決算審査(以下「審査」という。)、同項第4号で規定する現金出納検査(以下「検査」という。)及びその他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、群馬県後期高齢者医療広域連合監査基準(以下「本基準」という。)に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを広域連合議会及び広域連合長等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査(以下「監査等」という。)その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 法第199条第1項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること

(2) 行政監査 法第199条第2項の規定に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること

(3) 決算審査 法第233条第2項の規定に基づき、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(4) 現金出納検査 法第235条の2第1項の規定に基づき、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨を鑑みて実施しなければならない。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行しなければならない。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めなければならない。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせなければならない。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するにあたり求められる質を確保しなければならない。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行わなければならない。

2 監査委員は、監査実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存しなければならない。

第2章 実施基準

(監査実施計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査実施計画を策定しなければならない。監査実施計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めなければならない。

2 監査委員は、監査実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査実施計画を修正しなければならない。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施しなければならない。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断しなければならない。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行わなければならない。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施しなければならない。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手しなければならない。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手しなければならない。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行わなければならない。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図らなければならない。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査及び行政監査の結果に関する報告を作成し、広域連合議会及び広域連合長に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は審査を終了したときは、意見を広域連合長に提出しなければならない。

4 監査委員は、検査の結果に関する報告を作成し、広域連合議会及び広域連合長に提出しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載しなければならない。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の評価項目
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載しなければならない。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること
- (3) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (4) 現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨を記載しなければならない。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めなければならない。

(協議)

第16条 監査委員の職務運営に関し、次に掲げる事項については、監査委員の協議に付すものとする。

- (1) この基準の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査等の執行方針及び計画に関すること。
- (3) 法第243条の2の2第3項の規定による職員の賠償責任の決定に関すること。
- (4) 監査委員と他の執行機関との連絡、調整並びに協議に関すること。
- (5) その他職務執行上重要な事項に関すること。

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする

る。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を広域連合議会及び広域連合長に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めなければならない。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。